

# **三朝町地球温暖化対策実行計画**

## **(事務事業編)**

**平成 31 年 3 月**

**鳥取県三朝町**

## 目 次

第1章 背景	2
第2章 基本的事項	2
1. 目的	2
2. 対象とする範囲	2
3. 対象とする温室効果ガス	2
4. 計画期間	3
5. 上位計画及び関連計画との位置付け	3
第3章 温室効果ガスの排出状況	3
1. 「温室効果ガス総排出量」の排出量	3
2. 温室効果ガスの排出量の増減要因	3
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	3
1. 目標設定の考え方	3
2. 温室効果ガスの削減目標	3
第5章 目標達成に向けた取組	4
1. 購入・使用にあたっての配慮	4
2. 行政事務にあたっての取組	4
3. 建築物等の建築、管理などにあたっての配慮	5
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	5
1. 推進体制	5
2. 点検・評価・見直し体制	6
3. 進捗状況の公表	6
資料 温室効果ガス排出量算定に係る調査票【二酸化炭素】	8

## 第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を平成42年度に平成25年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

三朝町では、平成19年11月に「三朝町地球温暖化防止実行計画」を策定し、公共施設への太陽光発電の導入等を始めとして、三朝町が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出削減の取組について、すべての町職員により実践しています。

## 第2章 基本的事項

### 1. 目的

三朝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「三朝町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、三朝町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2. 対象とする範囲

三朝町事務事業編の対象範囲は、三朝町の全ての事務・事業とします。

### 3. 対象とする温室効果ガス

三朝町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

#### 4. 計画期間

三朝町事務事業編の計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や技術の進歩等を踏まえて必要な見直しを行うものとします。また、基準年度は、温室効果ガス排出量の実績を算定した直近の年度である平成 28 年度とします。

#### 5. 上位計画及び関連計画との位置付け

三朝町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また地球温暖化対策計画及び三朝町総合計画に即して策定します。

### 第 3 章 温室効果ガスの排出状況

#### 1. 「温室効果ガス総排出量」の排出量

三朝町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 28 年度において、850t-CO<sub>2</sub>となっています。

※二酸化炭素に換算したもの：ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス、電気

※算定方法は別添資料を参照

#### 2. 温室効果ガスの排出量の増減要因

前実行計画では、平成 23 年度を基準年度とし、平成 29 年度までに 3 %の排出削減を目標に取り組みを開始しました。前回の基準年度から比べると、温室効果ガスの排出量は減少しましたが、目標の削減率を達成することはできませんでした。排出量増減の主な要因としては、下記に示すものが考えられます。

##### ① 増加要因

- ・こども園の新設（施設設備の電化）
- ・猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

##### ② 減少要因

- ・保育園の統廃合
- ・公用車の入れ替え（低公害車の導入）

### 第 4 章 温室効果ガスの排出削減目標

#### 1. 目標設定の考え方

全体の実排出量を把握したうえで、施設改修や設備更新等の状況も踏まえ、必要とされる行政サービスの質を維持しつつ取り組める目標を設定します。

#### 2. 温室効果ガスの削減目標

目標年度（平成 35 年度）に、基準年度（平成 28 年度）比で 3%削減することを目標とします。

表 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（平成 28 年度）	目標年度（平成 35 年度）
温室効果ガスの排出量	850t-CO <sub>2</sub>	824t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	3%

## 第5章 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を基本方針として重点的に取り組みます。

具体的な取組内容は次のとおりですが、項目にあがっていないものでも、各所属で工夫し、自主的な取り組みに努めるものとします。

### 1. 購入・使用にあたっての配慮

《環境負荷の少ない製品、原材料の選択》

- ・事務用品や用紙は原則としてグリーン購入法適合品を調達します。
- ・コピー用紙は原則として再生紙（古紙配合率 100%、白色度 70%以下）を使用します。
- ・ポスター、チラシ、冊子等の印刷物は原則として再生紙（古紙配合率 70%以上で白色度の低いもの）を使用します。
- ・封筒は再生紙（古紙配合率 70%以上）を使用します。
- ・紙製品は積極的に再生紙を利用します。
- ・トイレットペーパーは再生紙 100%のものを使用する。
- ・各種刊行物、パンフレット、ポスター等に「再生紙使用マーク」を表示します。
- ・文具、作業服等の物品は再生材料からつくられたものを優先的に購入します。
- ・トナーカートリッジ等は再生品の利用に努めます。

《使用段階での環境負荷の少ない製品の選択》

- ・OA機器は、エネルギースターロゴ製品又はそれに準じた省エネ型機器の導入に努めます。
- ・公用車の買い替え等においては、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、環境に配慮した低公害車の率先的導入に努めます。

《環境負荷削減のための資源利用の節約》

- ・適切なファイリングにより、資料の共有化に努めます。
- ・庁内LANや電子メールの活用により、紙使用量の削減を図ります。
- ・会議資料などはできるだけ余部が生じないよう配慮するとともに、両面印刷など工夫をし、印刷部数を最小限にするよう努めます。
- ・会議開催前に配付した資料は、当日重複配布しません。
- ・会議では、プロジェクタを活用するなど資料の削減に努めます。
- ・コピー機の使用前後には、リセットボタンを押すなどし、ミスコピーを防ぎます。
- ・事務用品及び備品は、出来るだけ長期使用に努めます。

《環境負荷の少ない形態の販売方法を用いた商品の選択》

- ・過剰に包装された商品や使い捨て容器を使用した商品は購入しないようにします。

### 2. 行政事務にあたっての取組

《資源・エネルギー利用の節約》

- ・勤務時間外及び昼休憩の消灯を徹底します。
- ・勤務時間外は、必要最小限のスペースのみ点灯します。

- ・廊下、階段、便所等においては3分の2程度の消灯を行います。
- ・5月から10月までクールビズを徹底します。
- ・冷暖房の運転基準を遵守し、適正な温度管理を徹底します。
- ・パソコン、プリンタ、コピー機等は省電力モードに設定し、長時間使用しないときは電源を切ります。
- ・湯沸かし器がある箇所については、湯沸かし器の使用後はタネ火を確実に消します。
- ・洗面所や給湯室などで節水に努めるとともに、「節水」表示により施設利用者への呼びかけを行います。
- ・公用車の使用にあたって、空ぶかしや不要なアイドリングをやめ、急発進・急加速の抑制、経済速度（40 km/h～60 km/h）の遵守などエコドライブに努めます。
- ・給油等の機会を利用し、タイヤの空気圧点検やエンジンオイルの交換など、公用車の日常的な整備・点検を徹底します。
- ・ノー残業デーの一斉退庁の取り組みを推進します。
- ・事務の効率化を推進し、時間外勤務の削減に努めます。

《環境負荷低減のための廃棄物の減量化》

- ・事務用品などの購入にあたっては、数量の適正化に努めます。
- ・新聞、書籍、刊行物の購入部数は必要最小限に努めます。
- ・再生資源の分別を徹底し、資源化に努めます。
- ・ミスコピーを有効的に利用するため、裏面使用を徹底します。
- ・使用済み封筒は、回覧袋、旅費袋等再利用に努めます。
- ・トナーカートリッジ等回収・再生ルートの確立しているものは、業者による引取りを推進します。

### 3. 建築物等の建築、管理などにあたっての配慮

《環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備》

- ・各施設において、空調設備を環境負荷の少ない設備に更新、LED照明等省エネ型照明の導入を推進します。
- ・再生可能エネルギーの有効利用を検討します。
- ・施設の新設、改修にあたっては、屋根や空きスペースを利用した太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。
- ・便器の更新の際には節水型便器に更新します。
- ・節水に有効な器具の設置を検討します。

《環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理》

- ・敷地内緑化や敷地境界線の植栽等を推進します。

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1. 推進体制

- ① 三朝町事務事業編の進行管理及び見直し等を効果的に実施するため、環境政策担当課は他課と緊密な連携を図ります。

- ② 三朝町事務事業編が確実に実施されるよう環境政策担当課は本計画の実施状況を毎年1回取りまとめ、町長に報告します。
- ③ 環境に関する意識の向上を図るため、環境に関する情報提供を行うとともに、環境に関する研修等を開催します。

## 2. 点検・評価・見直し体制

三朝町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、三朝町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

## 3. 進捗状況の公表

三朝町事務事業編の進捗状況は、広報紙やホームページ等で公表します。

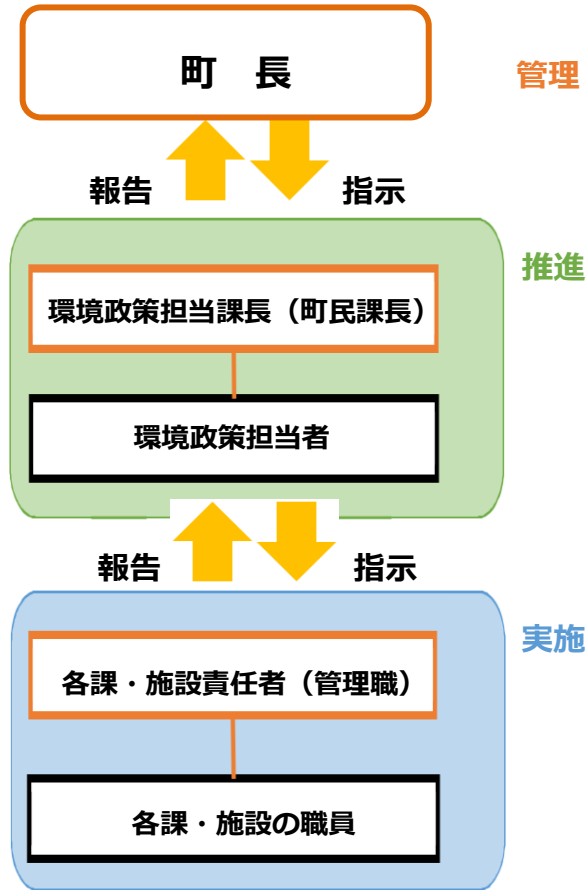


図1 三朝町事務事業編の推進体制

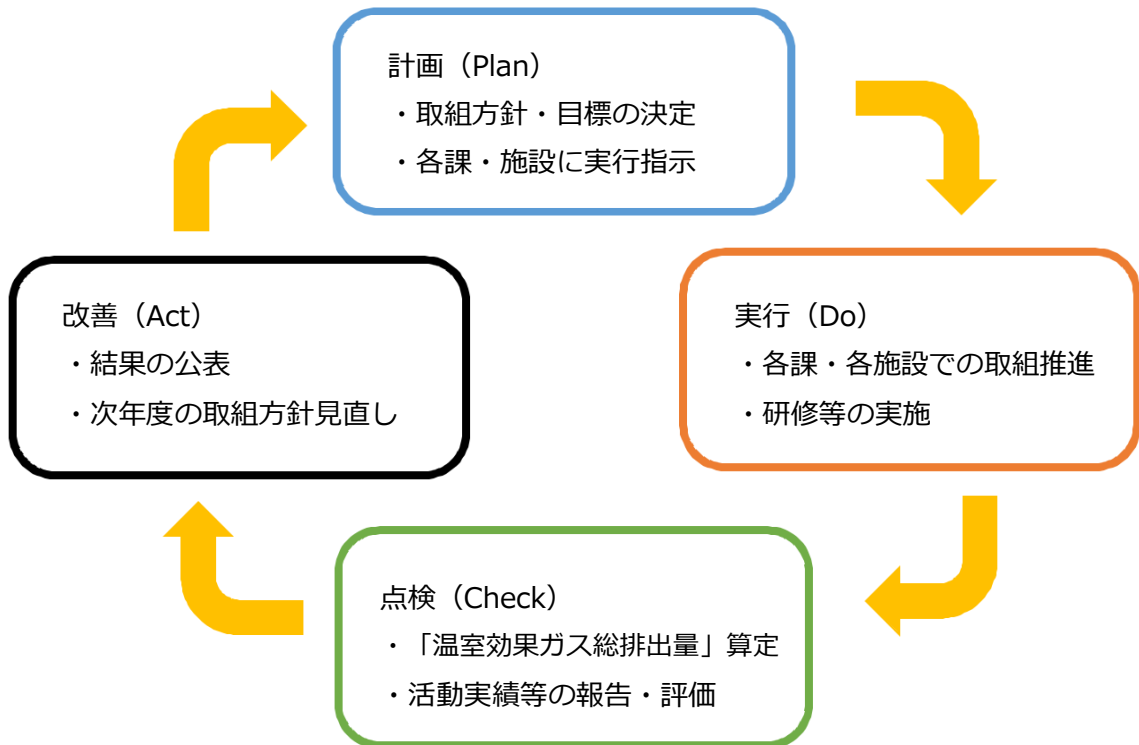


図2 PDCA イメージ



平成35年度(2023年度) 温室効果ガス排出量算定に係る調査票【二酸化炭素】

調査項目	単位	A 燃料使用量	B 単位発熱量 (MJ/kWh等)	C 排出炭素計数	D 定数(12/44)	合計	H35目標数値 (△3%)	
燃料使用量	ガソリン	リットル	10,466.98	34.6	0.0183	0.2727	1,807.31	1,753.10
	灯油	リットル	1,483.00	36.7	0.0185	0.2727	274.58	266.34
	軽油	リットル	4,638.89	38.2	0.0187	0.2727	903.66	876.55
	A 重油	リットル	-	39.1	0.0189	0.2727	-	
	B 重油	リットル	-	41.7	0.0195	0.2727	-	
	C 重油	リットル	-	41.7	0.0195	0.2727	-	
	液化天然ガス(LPG)	kg	624.40	50.2	0.0163	0.2727	139.33	135.15
	液化天然ガス(LNG)	kg	-	54.5	0.0135	0.2727	-	
電気使用量	Kwh	1,525,157.00	-	-	0.5550	846,462.14	821,068.27	
二酸化炭素排出量合計	kg	-	-	-	-	849,587.01	824,099.40	

850	824
-----	-----

	H23年度 旧基準年	H24年度	H25年度 旧初年度	H26年度	H27年度	H28年度 基準年	H29年度 旧目標年	H30年度	H31年度 初年度	H32年度 2年度	H33年度 3年度	H34年度 4年度	H35年度 5年度
旧目標	861	851	845	841	838	836	835						
基準年から見た削減量	-	10	16	20	23	25	26						
実績	861					850							
新目標						850	846	842	838	834	830	827	824
基準年から見た削減量							4	8	12	16	20	23	26

